

令和8年8月28日公告
区庁舎設備維持費 鶴見区役所3階会議室整備業務委託に係る質問および回答

（令和8年9月4日掲載）

質問番号	質問	回答
1	今回の案件については騒音を伴う作業は発生しないものと認識しております。それで問題ございませんでしょうか？	本案件では、和室、縁側及び押入れの既存下地をすべて撤去し、フローリングを貼れるように高さを揃えて下地調整を行う作業があります。 作業にあたっては、丸ノコ、レスプロソー、釘締め、サンダー等を使用する必要があるため、作業中は必ず騒音が発生する見込みです。 したがって、それらの作業を行う工程では、来庁者等のご迷惑になる恐れがあるため、閉庁日に作業をお願いします。
2	押入撤去工事について、別紙2「整備前の部屋の写真(4)」に写っている、残す中央柱の後ろ、左右押入の間仕切壁も残すのでしょうか？	お見込みの通りです。
3	押入撤去工事について、別紙2「整備前の部屋の写真(4)」に写っている、左側押入の撤去部分にある自火報は撤去でしょうか？移設でしょうか？	撤去をお願いします。
4	天井増張について、既設器具脱着の際、当該器具のブレーカーは遮断できますでしょうか？	可能です。
5	垂れ壁造作について、別紙2「整備前の部屋の写真(1)」に写っている、部屋1、部屋2の天井高は分かりますでしょうか？	部屋1(洋室)の高さは2m52cm、部屋2(和室)の高さは2m55cmです。
6	垂れ壁造作について、別紙2「整備前の部屋の写真(1)」に写っている、部屋1(低い)に垂れ壁を合わせ、部屋2(高い)は10cm程度残る認識でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
7	化粧合板張について、別紙2「整備前の部屋の写真(2)」の赤枠内、床上仕上とイコールでしょうか？イコールフローリングのことでしょうか？	化粧合板張については、部屋1と部屋2及び押入内等の必要箇所に施工してください。 本案件は、既存の下地を全て撤去し、新たに下地の組み直しを行い、フローリング施工が可能な状態にします。また、本案件では、フローリング施工は行いません。
8	別紙2「整備前の部屋の写真(1)」の赤枠内、和室天井クロスは案件外の認識でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
9	別紙2「整備前の部屋の写真(2)」の入口踏込下部の床タイル部分はそのままの認識でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
10	別紙1の合計面積34.54㎡は、部屋1と部屋2の平米の和と思われそうですが、床上仕上(フローリング)施工範囲の認識でよろしいでしょうか？ つまり、縁側は含まれないということでしょうか？	合計面積は縁側を含みます。本案件は、床上工事及び床下工事共に縁側を含むため、縁側の下地も全て撤去し、新たに下地の組み直しを行い、フローリング施工が可能な状態にします。また、本案件では、フローリング施工は行いません。